



福岡医発第2721号(地)

平成28年12月28日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

「活動性分類等について」及び「結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について」の一部改正について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課より福岡県保健医療介護部を通じて連絡がありました。

本件は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の12第1項に規定する結核登録票に登録されている者の病状に関する診断結果の把握について、結核対策の重点化・効率化を図る観点から、「活動性分類等について」及び「結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について」が別紙新旧対照表のとおり改正するものであり、平成28年11月25日より適用となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 白石恒明

28保衛第2747号
平成28年12月14日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県私設病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

「活動性分類等について」の一部改正について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知をお願いいたします。

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 中山
TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3282



健感発 1 1 2 5 第 2 号

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市 } 衛生主管部（局）長 殿
{ 特 別 区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

「活動性分類等について」の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 12 第 1 項に規定する結核登録票に登録されている者に係る活動性分類等について、結核対策の重点化・効率化を図る観点から、「活動性分類等について」（平成 22 年 1 月 28 日健感発 0128 第 1 号各都道府県・政令市・特別区衛生主管部（局）長宛て当職通知）を別紙のとおり改正した。ついては、貴管内関係機関等に周知いただくとともに、具体的運営を図られるようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言とし、平成 28 年 11 月 25 日から適用する。

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
活動性分類等について	活動性分類等について
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 53 条の 12 第 1 項に規定する結核登録票に登録されている者に係る活動性分類等については、下記を参酌の上、具体的運営を図られたい。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 12 第 1 項に規定する結核登録票に登録されている者に係る活動性分類等については、下記を参酌の上、具体的運営を図られたい。 なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言とし、平成 22 年 1 月 28 日から適用する。
第 1 結核登録票への登録 1 結核登録票に登録すべき者は次のいずれかに該当する者とする。 (1) 結核患者 (2) 結核回復者 イ 結核医療を必要としないと認められてから 2 年以内の者（経過観察を必要としないと認められる者を除く。） ロ 結核再発のおそれが著しいと認められる者 2 1 の (2) イにおける「経過観察を必要としないと認められる者」は、第 3 の 6 に定める潜在性結核の者であって、保健所長が経過観察を必要としないと認める者とし、該当した時点で、登録票から削除することができる。それ以外の者については、原則として 2 年間登録すること。 3 1 の (2) ロ「結核再発のおそれが著しいと認められる者」とは、結核医療を必要としないと認められてから 2 年を経過した者であって、次に掲げる者をいう。ただし、保健所長が経過観察を必要としないと判断した時点で、登録票から削除すること。 (1) 再発のあった者 (2) 受療状況が不規則であった者 (3) 抗結核薬に耐性のあった者 (4) 糖尿病・塵肺・人工透析患者、副腎皮質ホルモン剤使用患者、その他の免疫抑制要因を持った者 (5) その他保健所長が経過観察を必要と認める者 4 結核患者の診断に係る疾患の原因となっている病原体等が非結核性抗酸菌（非定型抗酸菌）その他の非結核性のものであることが判明した場合は、	(新設)

改正後	現行
<u>法の適用はなく、登録は無効であること。当初から1のいずれにも該当しないことが事後に判明した場合も、同様とすること。</u> 第2 分類の原則 (略) 第3 活動性分類の区分 活動性分類は、第4に定める結核症の主な罹患臓器、菌所見及び治療の既往を勘案し、登録時に次のいずれかに区分すること。 1～6 (略) 第4 各区分の基準 第3に定める活動性分類の区分は、次に定めるところによること。 1～3 (略) 第5 区分の変更等 分類の変更等については、次の基準によること。 1、2 (略) 3 菌所見 治療開始後6月以内に第4の2の(2)に定めるその他結核菌陽性又は同2の(3)に定める菌陰性・不明の者でより若い番号の所見が得られた場合には、これに変更すること。 (削除)	第1 分類の原則 (略) 第2 活動性分類の区分 登録時の活動性分類は、第3に定める登録時の結核症の主な罹患臓器、菌所見及び治療の既往を勘案し、次のいずれかに区分すること。 1～6 (略) 第3 登録時の活動性分類 第2に定める登録時の活動性分類は、次に定めるところによること。 1～3 (略) 第4 区分の変更等 分類の変更等については、次の基準によること。 1、2 (略) 3 菌所見 治療開始後6月以内に第3の2の(2)に定めるその他結核菌陽性又は同2の(3)に定める菌陰性・不明の者でより若い番号の所見が得られた場合には、これに変更すること。 第5 登録の削除 1 結核登録票に登録されている者が次のいずれにも該当しない場合は、職権により登録を取り消す(講学上の撤回)こと。 (1) 結核患者 (2) 結核医療を必要としないと認められてから2年以内の者 (3) 結核再発のおそれが著しいと認められる者 2 結核再発のおそれが著しいと認められる者については、保健所長が経過観察を必要としないと判断した場合に登録を取り消す(講学上の撤回)こと。 「結核再発のおそれが著しいと認められる者」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 再発のあった者 (2) 受療状況が不規則であった者

改正後	現行
	(3) <u>抗結核薬に耐性のあった者</u> (4) <u>糖尿病・塵肺・人工透析患者、副腎皮質ホルモン剤使用患者、その他の免疫抑制要因を持った者</u> (5) <u>その他保健所長が必要と認める者</u> 3 <u>結核患者の診断に係る疾患の原因となっている病原体等が非結核性抗酸菌（非定型抗酸菌）その他の非結核性のものであることが判明した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の適用はなく、登録は無効であること。当初から1のいずれにも該当しないことが事後に判明した場合も、同様とすること。</u>

健感発0128第1号

平成22年1月28日

各 { 都 道 府 県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

活動性分類等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の12第1項に規定する結核登録票に登録されている者に係る活動性分類等については、下記を参酌の上、具体的運営を図られたい。

記

第1 結核登録票への登録

1 結核登録票に登録すべき者は次のいずれかに該当する者とする。

(1) 結核患者

(2) 結核回復者

イ 結核医療を必要としないと認められてから2年以内の者（経過観察を必要としないと認められる者を除く。）

ロ 結核再発のおそれが著しいと認められる者

2 1の(2)イにおける「経過観察を必要としないと認められる者」は、第3の6に定める潜在性結核の者であって、保健所長が経過観察を必要としないと認める者とし、該当した時点で、登録票から削除することができる。それ以外の者については、原則として2年間登録すること。

3 1の(2)ロ「結核再発のおそれが著しいと認められる者」とは、結核医療を必要としないと認められてから2年を経過した者であって、次に掲げる者をいう。ただし、

保健所長が経過観察を必要としないと判断した時点で、登録票から削除すること。

(1) 再発のあった者

(2) 受療状況が不規則であった者

(3) 抗結核薬に耐性のあった者

(4) 糖尿病・塵肺・人工透析患者、副腎皮質ホルモン剤使用患者、その他の免疫抑制要因を持った者

(5) その他保健所長が経過観察を必要と認める者

- 4 結核患者の診断に係る疾患の原因となっている病原体等が非結核性抗酸菌（非定型抗酸菌）その他の非結核性のものであることが判明した場合は、法の適用はなく、登録は無効であること。当初から1のいずれにも該当しないことが事後に判明した場合も、同様とすること。

第2 分類の原則

活動性分類は、結核登録票に登録されている者の管理区分を示す分類であり、最新の医師の診断（肺結核にあつては結核菌検査及び胸部エックス線検査に基づく診断、肺外結核にあつては臨床・理学的検査に基づく診断）による指示及びその診断の時期からの経過期間に基づき次のいずれかに区分されること。

1 活動性

結核の治療を要する者

2 不活動性

治療を要しないが経過観察を要する者

3 活動性不明

病状に関する診断結果が得られない者

第3 活動性分類の区分

活動性分類は、第4に定める結核症の主な罹患臓器、菌所見及び治療の既往を勘案し、登録時に次のいずれかに区分すること。

- 1 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・初回治療
- 2 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・再治療
- 3 肺結核活動性・その他結核菌陽性
- 4 肺結核活動性・菌陰性・不明
- 5 肺外結核活動性
- 6 潜在性結核

第4 各区分の基準

第3に定める活動性分類の区分は、次に定めるところによること。

1 結核症の主な罹患臓器

結核菌が罹患した臓器により次のように分類すること。ただし、肺結核と肺外結核を合併する者は、肺結核に分類すること。

(1) 肺結核

肺又は気管支を主要罹患臓器とする結核症。ただし、結核性胸膜炎、膿胸、肺門リンパ節結核及び粟粒結核は、肺外結核に分類すること。

(2) 肺外結核

肺及び気管支以外の臓器を主要罹患臓器とする結核症及び粟粒結核。

2 菌所見

肺結核については、診断時の結核菌検査所見により次のように分類すること。

(1) 喀痰塗抹陽性

結核菌喀痰塗抹陽性の者

(2) その他結核菌陽性

喀痰塗抹以外の検体・検査法を用いた検査で結核菌陽性の者（喀痰塗抹陰性で培養陽性の者、気管支内視鏡検査で塗抹陽性の者、核酸診断検査で陽性の者等）

(3) 菌陰性・不明

結核菌陰性の者及び検査を行わなかった者

3 治療の既往

既往の結核に対する化学療法の実施状況により次のように分類すること。

(1) 初回治療

(2) 以外の者

(2) 再治療

結核に対する化学療法を過去に1月以上受け、かつ、その治療終了後2月以上経過している者

第5 区分の変更等

分類の変更等については、次の基準によること。

1 不活動性

治療を終了した者は、不活動性に分類を変更すること。

2 活動性不明

最近6月以内の病状に関する診断結果が得られない者は、活動性不明に分類を変更すること。

3 菌所見

治療開始後6月以内に第4の2の(2)に定めるその他結核菌陽性又は同2の(3)に定める菌陰性・不明の者でより若い番号の所見が得られた場合には、これに変更すること。

28保衛第2749号

平成28年12月14日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

「結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について」の一部
改正について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から別添（写）のとおり
通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知をお願いいたします。

福岡県保健医療介護部保健衛生課

感染症係 中山

TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3282



健感発 1 1 2 5 第 3 号

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

「結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について」の
一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律
第 114 号）第 53 条の 12 第 1 項に規定する結核登録票に登録されている者の
病状に関する診断結果の把握について、結核対策の重点化・効率化を図る観
点から、「結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について」
（平成 22 年 1 月 28 日健感発 0128 第 2 号各都道府県・政令市・特別区衛生主
管部（局）長宛て当職通知）を別紙のとおり改正した。ついては、貴管内関
係機関等に周知いただくとともに、登録者の病状把握のより適正な実施をお
願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1
項に規定する技術的な助言とし、平成 28 年 11 月 25 日から適用する。

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 53 条の 12 第 1 項に規定する結核登録票に登録されている者（以下「登録者」という。）の病状に関する診断結果の把握に当たっては、下記に留意の上、適正に実施されたい。 1 (略) 2 ただし、医療機関における治療終了後の経過観察を目的とした外来診療や職場、学校等における健康診断等、管理検診以外の方法により、登録者の病状に関する診断結果を把握できる場合には、重複して管理検診を実施することがないよう登録者本人又はその保護者及び関係機関との連携を密にすること。特に、肺外結核の患者又は潜在性結核感染症の者については、有症状時に医療機関を受診するよう指導を徹底した上で、医療機関から診断結果を把握することに重きを置くこととするが、医療機関を受診する機会が無い等により、管理検診を実施する必要がある場合は、適切な検査方法により実施すること。 3 また、潜在性結核感染症の者について、保健所長が経過観察の要否を判断する際には、「潜在性結核感染症治療終了後の管理方法等について」（日本結核病学会予防委員会）等を参考にして、登録者の服薬状況や集団の結核感染率等を考慮して、以後の発症のリスクが低いと考えられる者に限り、経過観察を不要とすること。 4 (略)	結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 53 条の 12 第 1 項に規定する結核登録票に登録されている者（以下「登録者」という。）の病状に関する診断結果の把握に当たっては、下記に留意の上、適正に実施されたい。 <u>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言とし、平成 22 年 1 月 28 日から適用する。</u> 1 (略) 2 ただし、医療機関における治療終了後の経過観察を目的とした外来診療や職場、学校等における健康診断等、管理検診以外の方法により、登録者の病状に関する診断結果を把握できる場合には、重複して管理検診を実施することがないよう関係機関との連携を密にすること。 (新設) 3 (略)

健感発0128第2号

平成22年1月28日

各 { 都 道 府 県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の12第1項に規定する結核登録票に登録されている者（以下「登録者」という。）の病状に関する診断結果の把握に当たっては、下記に留意の上、適正に実施されたい。

記

- 1 保健所長は、登録者に対して、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、法第53条の13に規定する精密検査（以下「管理検診」という。）を実施し、最近6月以内の病状に関する診断結果の把握を確実に行うこと。
- 2 ただし、医療機関における治療終了後の経過観察を目的とした外来診療や職場、学校等における健康診断等、管理検診以外の方法により、登録者の病状に関する診断結果を把握できる場合には、重複して管理検診を実施することがないよう登録者本人又はその保護者及び関係機関との連携を密にすること。特に、肺外結核の患者又は潜在性結核感染症の者については、有症状時に医療機関を受診するよう指導を徹底した上で、医療機関から診断結果を把握することに重きを置くこととするが、医療機関を受診する機会が無い等により、管理検診を実施する必要がある場合は、適切な検査方法により実施すること。

- 3 また、潜在性結核感染症の者について、保健所長が経過観察の要否を判断する際には、「潜在性結核感染症治療終了後の管理方法等について」（日本結核病学会予防委員会）等を参考にして、登録者の服薬状況や集団の結核感染率等を考慮して、以後の発症のリスクが低いと考えられる者に限り、経過観察を不要とすること。
- 4 なお、関係機関に対して、登録者の病状に関する診断結果の把握に必要な書類等の提出を求める際には、その趣旨を十分説明し協力を得られるよう努めるとともに、事前に登録者本人又はその保護者から同意書等を取るなどして、協力を得られるよう努められたいこと。